

2020年度 大阪トップランナー育成事業

プロジェクト認定 募集要項

大阪トップランナー育成事業（※1）は、医療・介護・健康分野等において、新たな需要の創出が期待できる製品・サービスの事業化をめざす企業等（※2）の有望なプロジェクトに対して大阪市が認定を行い、市場投入から販路拡大までコーディネーターが伴走し、必要に応じたオーダーメイド型の継続的なサポートを実施します。

特に今年度は、「With/After コロナ」といわれるように、新型コロナウイルス感染症との共存が求められていることをふまえ、「新しい生活様式」の定着に寄与するプロジェクト（以下「コロナ対応プロジェクト」）についても広く支援し、大阪経済の活性化をめざします。

※1 本事業は、公益財団法人大阪産業局が受託事業者として実施するものです。

※2 企業等・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者

又は同中小企業者を含む共同企業体並びにベンチャー企業をめざす法人及び個人

1 申請者について

1-1 申請者の要件

- ・ 以下の【A】、【B】、【C】のいずれかに該当し、かつ【D】を満たすものとします。
 - 【A】 大阪市内に本社または事業所を置く企業等
 - 【B】 大阪府内（大阪市内）に本社または事業所を置く企業等
 - 【C】 現在起業準備中で2021年3月31日までに大阪市内で起業する予定の個人
 - 【D】 おおさかトップランナーClubに加入していること（加入無料）
- ・ ただし、NPO法人、社団法人、医療法人、士業法人、大阪府内に事業所等を置かない企業等及び過去に本事業の認定を受けた企業等は、単独での申請者又は複数の企業等で申請する場合の代表企業となることはできません。

（「1-2 複数企業等が共同で申請する場合」参照）

- ・ 申請者の役員、従業員及びこのプロジェクトを共同で実施する構成員が、暴力団員又は暴力団密接関係者である場合や、暴力団の利益になる、又はなるおそれがある場合は申請できません。
- ・ 申請時において他の機関等（大阪市を含む）が実施する、本事業に類似した公的な個別支援（ハンズオン支援、アクセラレーション）事業に参加している場合は申請できません。

例： OIHシードアクセラレーションプログラム（OSAP）

大阪共創ビジネスプログラム（OCBP）

IAGハンズオン支援プログラム など

なお、申請後から本事業の支援期間中において、他の支援事業等との重複が判明した場合は、その時点で審査の中止、又は本事業の支援を即時終了しますのでご注意ください。

また、これらへの応募を予定しているときは、その旨を事務局にお申し出ください。

1-2 複数企業等が共同で申請する場合

- ・ 複数の企業が共同で申請することができます。この場合、代表となる1社を決定してください。
- ・ 代表企業は「1-1 申請者の要件」を満たす必要があります。
- ・ 代表企業は、認定申請書の作成、公益財団法人大阪産業局との連絡、各評価での面談・プレゼンテーションを、責任をもって行っていただきます。また、プロジェクトの進捗管理についても、代表企業が共同企業各社を取りまとめ、責任をもって行う必要があります。

2 申請対象プロジェクトについて

申請対象プロジェクトは、次の2点を満たすプロジェクトとします。

- ア. プロジェクトに新規性があり、売り上げの拡大が期待できるもの
- イ. 市場投入フェーズ（認定後半年以内に上市予定である）又は市場開拓フェーズにあるもの

なお、支援の対象となる分野の指定はありませんが、次に掲げるテーマの例を参考にしてください。

●テーマの例

医療、介護、健康、福祉、IoT、ビッグデータ、AI等の分野でのコロナ対応プロジェクト（テレワークや遠隔授業、操作の非接触化の推進につながる先進的なプロジェクト等）。

（テーマの例はあくまで参考です。これら以外の分野やコロナ対応プロジェクトでないものについても申請可能です。）

3 支援内容について

3-1 ハンズオン支援とは

- ・ 本事業の支援対象に認定されたプロジェクト（以下「認定プロジェクト」といいます。）の事業化に向け、担当コーディネータが伴走しながら、事業戦略、販路拡大、資金調達、プロモーションなどに関するコンサルティングを行うなど、戦略的な経営ノウハウ提供等を中心としたソフト面での継続的サポート（以下「ハンズオン支援」といいます。）を実施します。
- ・ ハンズオン支援は担当コーディネータが申請者と協議の上で作成する「ハンズオン支援計画」に基づき実施します。
- ・ ハンズオン支援計画は、状況に応じて、協議の上変更する場合があります。

3-2 ハンズオン支援（一例）

- ・ 担当コーディネータによるプロジェクトの計画立案、日程表の作成、及び進捗管理
- ・ 事業戦略作成支援（事業計画書及びアクションプランの作成、実行のサポートなど）
- ・ 製品・サービス開発支援（専門家によるアドバイス、アライアンス先のマッチングなど）
- ・ 販路拡大支援（専門家によるアドバイス、販売戦略策定の支援、アライアンス先のマッチングなど）
- ・ プロモーション支援（専門家によるアドバイス、プレスリリース作成支援、有料広告など）
- ・ 展示会出展支援（出展支援、事前準備サポート、出展後フォローサポートなど）
- ・ 仮説検証支援（仮説検証計画策定のサポート、PoC支援など）

3-3 費用の負担について

- ・ 担当コーディネータの人件費は大阪市が全額負担します。

- ・ 各認定プロジェクトの課題に応じたハンズオン支援を一部負担で受けることができます。ハンズオン支援の上限額は1社あたり40万円（税別。以下同じ。）とし、40万円を超えた部分は認定プロジェクトの実施主体である企業等（以下、「実施企業」といいます。）の負担となります。
- ・ 大阪市外企業及びみなし大企業（※4）は40万円相当のハンズオン支援はありません。（担当コーディネータの人件費を除きます。）

※4 「みなし大企業」とは・・・

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

3-4 支援期間について

ハンズオン支援期間は2021年3月31日までです。

3-5 その他

- ・ 実施企業には関西みらい銀行からの助成金（50万円/社）が給付されます。
- ・ ハンズオン支援開始にあたっては、実施企業・大阪市・公益財団法人大阪産業局と協定書を締結していただきます。
- ・ ハンズオン支援開始後は、進捗状況の確認及びプロジェクトの推進のために必要な事項を協議するため、実施企業・大阪市・公益財団法人大阪産業局の3者において年1～2回以上のミーティング及び、実施企業・公益財団法人大阪産業局の担当コーディネータと月1回以上のミーティングを行っていただきます。

※ 本事業の認定により、大阪市の製品・サービスの購入において有利な取り扱いを受けられるものではありません。また、担当コーディネータによるハンズオン支援を基本とし、本市が担当部署を紹介するなどの直接的な支援を行うものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

4 募集期間

2020年6月22日（月）14：00から2020年7月31日（金）15：00まで

5 プロジェクト認定の概要等

5-1 認定件数

10件程度（件数は、現時点での想定となっておりますので予告なく変更されることがあります。）

5-2 評価の基準

下記の視点について評価を行います。

- ① 経営者の本プロジェクトへの取り組み姿勢
- ② 事業の市場性、新規性、戦略性
- ③ 実現可能性（実施体制、資金計画）
- ④ ハンズオン支援による事業拡大の可能性
- ⑤ 社会への貢献度

5-3 審査の流れ

プロジェクトの認定は、1次審査、2次審査及び有識者審査会を経て決定します。

① 1次審査

- ・認定申請書等（6-1提出書類を参照）をもとに書類審査を行います。

② 2次審査

- ・2次審査用の提出書類（6-1提出書類を参照）が必須となります。
 - ・認定申請書及び提出書類をもとに、対面形式の面談審査を行います。（注）
 - ・面談審査には申請企業等の代表者の参加を必須とします。
 - ・必要に応じて、専門家による技術評価、財務調査を実施します。
 - ・技術評価、財務調査の際に追加資料を提出いただく場合があります。
 - ・技術評価はオンラインで実施する予定です。
 - ・2次審査の時間・場所等の詳細は、別途、事務局より1次審査通過企業等に対して連絡します。
- （注）状況によってはオンラインでの審査に変更されることがあります。

③ 有識者審査会

- ・書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。（注）
 - ・有識者審査会用のプレゼンテーション資料の提出が必須となります。
 - ・有識者審査会には申請企業等の代表者の参加を必須とします。
 - ・有識者審査会の時間・場所等の詳細は別途、事務局より2次審査通過企業等に対して連絡します。
- （注）状況によってはオンラインでの審査に変更されることがあります。

④ プロジェクト認定

- ・有識者審査会の意見を踏まえ、大阪市がプロジェクト認定し、認定証を発行します。
- * 審査の途中経過についてのお問合せには、一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

5-4 公募・審査期間中のサポート

① プロジェクト募集説明（任意閲覧）

大阪トップランナー育成事業の事業概要説明と募集要項の説明を動画でご覧いただけます。

- ・動画閲覧可能な期間：2020年6月22日（月）14：00～2020年7月31日（金）
- ・閲覧方法：認定申請にエントリーされた方のみ閲覧可能です。ご希望の方は、次のWebサイトよりエントリー願います。

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=30532

② プロジェクト認定申請書作成セミナー（任意閲覧）

プロジェクト認定申請書作成セミナーを動画でご覧いただけます。セミナーでは認定申請書を作成するポイントについて解説を行います。

- ・オンラインセミナー：1回目：2020年6月30日（火）11：00～12：00
2回目：2020年7月6日（月）16：00～17：00
3回目：2020年7月15日（水）13：30～14：30

- ・閲覧方法：認定申請にエントリーされた方のみ閲覧可能です。ご希望の方は、次のWebサイトよりエントリー願います。

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=30532

③ オンライン個別相談会（任意参加）

ご希望の方には、オンラインで個別相談を実施します。（1企業等あたり40分程度）

- ・日時：2020年6月25日（木） 10：00～18：00
2020年7月 1日（水） 10：00～18：00
2020年7月 3日（金） 10：00～18：00
2020年7月 7日（火） 10：00～18：00
2020年7月 8日（水） 10：00～18：00
2020年7月14日（火） 10：00～18：00
2020年7月16日（木） 10：00～18：00
2020年7月21日（火） 10：00～18：00
- ・相談方法：WEB会議システムを利用します。PC、スマートフォン、タブレット等から接続していただきます。インターネット（固定回線・モバイル）環境が必要です。
- ・申込：参加ご希望の方は、次のWebサイトよりお申し込みください。

https://www.sansokan.jp/enquete/?H_ENQ_NO=30380

* オンライン個別相談では皆さまのご質問（事業概要、ハンズオン支援事例、審査の流れ、申請書作成のポイントなど）にお答えします。作成された申請書の添削や具体的なアドバイスは行いません。

5-5 スケジュール

項目	日時
公募開始	2020年6月22日（月） 14：00
プロジェクト募集説明 （動画配信）	2020年6月22日（月）14：00～ 2020年7月31日（金）
トプランナー認定申請書作成 オンラインセミナー	1回目：2020年6月30日（火）11：00～12：00 2回目：2020年7月6日（月）16：00～17：00 3回目：2020年7月15日（水）13：30～14：30
オンライン個別相談	2020年6月25日（木） 10：00～18：00 2020年7月 1日（水） 10：00～18：00 2020年7月 3日（金） 10：00～18：00 2020年7月 7日（火） 10：00～18：00 2020年7月 8日（水） 10：00～18：00 2020年7月14日（火） 10：00～18：00 2020年7月16日（木） 10：00～18：00 2020年7月21日（火） 10：00～18：00
1次審査用認定申請書提出期限	2020年7月31日（金） 15：00 必着
1次審査結果通知	2020年8月上旬（予定）
2次審査用 認定申請書及び 関連書類提出期限	2020年8月19日（水） 15：00 必着

2次審査会	2020年8月27日（木）又は 8月28日（金）の 9：00～19：00の間で50分程度
2次審査結果通知	2020年9月初旬（予定）
プレゼンテーション資料の提出期限	2020年9月10日（木） 15：00 必着
有識者審査会	2020年9月16日（水）又は 9月17日（木）の 10：00～18：00の間で40分程度
選定結果通知	2020年9月下旬（予定）
ハンズオン支援開始	2020年10月開始（予定）

- ※ 上記日程は変更になることがあります。
- ※ プレゼンテーション資料の提出がない場合、有識者審査会へ参加することができません。
- ※ 申請企業等の代表者は、「2次審査会」及び「有識者審査会」への参加を必須とします。
- ※ 「2次審査会」、「有識者審査会」は、オンラインでの審査に変更される場合があります。その際には事前にご案内いたします。

6 申請方法

6-1 提出書類

1次審査用			
申請者区分	大阪市内企業 (法人・個人)	大阪府内の 市外企業 (法人・個人)	起業準備中の個人 ※5
① 1次審査用 認定申請書	○	○	○

2次審査用			
申請者区分	大阪市内企業 (法人・個人)	大阪府内の 市外企業 (法人・個人)	起業準備中の個人 ※5
② 2次審査用 認定申請書 (要押印)	○	○	○
③ 直近3営業年分の 決算書の写し	○ ※6	○ ※6	-
④ 大阪市税 (全税目) の 納税証明書 大阪府内の大阪市外企業 は大阪府税 (全税目) の 納税証明書	○ ※7	○ ※7	-
⑤ その他	-	-	○ ※8

有識者審査会用			
⑥ プレゼンテーション資料	○ ※9	○ ※9	○ ※9

(凡例) ○:提出が必要です - :提出の必要はありません

※5 「起業準備中の個人」とは、2021年3月31日までに大阪市内での開業される方をいいます。

※6 決算書とは、下記のことを指します。

【法人の場合】決算報告書一式 (税務署に提出したもの全て)

ア) 法人税確定申告書

法人税申告書別表一～十六（固定資産台帳含む）

※別表一は税務署受付印のあるもの

※電子申告で受付印が無い場合はメール詳細で代用可

イ) 決算書

貸借対照表

損益計算書

株主資本変動計算書

販売費及び一般管理費

個別注記表

キャッシュフロー計算書

ウ) 勘定科目内訳明細書

エ) 法人事業概況説明書

オ) 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）

カ) 履歴事項全部証明書（発行3カ月以内のもの）

【個人事業主の場合】 所得税確定申告書一式（税務署に提出したもの全て）

キ) 貸借対照表（青色申告の場合）

ク) 損益計算書（青色申告の場合）または 収支内訳書（青色申告以外の場合）

ケ) 所得税確定申告書第一表（税務署受付印のあるもの）の写し

※電子申告で受付印が無い場合はメール詳細で代用可

コ) 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）

サ) 住民票（発行3カ月以内のもの）

- ・なお、複数企業で申請される場合は、申請企業全社分の決算書を提出ください。
 - ・創業後3年未満の場合は、創業年度以降の決算書を提出ください。
- また、必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

※7 未納の額が無いことがわかるもの

認定申請書の提出時点で発行から3ヵ月以内のもの

複数企業で申請される場合は、申請企業全社分を提出ください。

※8 住民票（発行3カ月以内のもの）

※9 指定のフォーマットはございません。

Microsoft PowerPoint2010 以降で使用できるファイル形式で作成をお願いいたします。

6-2 認定申請書の入手方法

・下記よりエントリーして下さい。

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=30532

・エントリー完了後、認定申請書のダウンロード先をメールにてお知らせします。

・そこから「プロジェクト認定申請書」フォーマット（Excelファイル）をダウンロードして下さい。

6-3 提出方法

提出書類 1次審査用 認定申請書

提出方法 電子メールのみ

留意事項

- ① PDF化して電子メールで oubo-tr@obda.or.jp へてご提出ください。
- ② 容量制限により、5MBを超えるメールは受信できません。5MBを超える場合は、ファイルを分割するか、圧縮して送信してください。

※ファイルを圧縮して送信する場合は、必ずZIP形式で圧縮してください。

- 提出書類の受領後2営業日以内に、認定申請書に記載されたアドレスへて、受領メールをお送りします。受領メールが届かない場合は、提出書類を受領できていない可能性がありますので、8の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 2次審査・有識者審査会に必要な提出書類・提出方法については、1次審査通過企業等に対して、事務局より別途連絡します。

7 注意事項

7-1 提出書類

提出された書類はお返ししません。

7-2 個人情報等

申請書類における個人情報及び法人情報は、大阪市及び公益財団法人大阪産業局が大阪トッランナー育成事業の運営のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。

また、承諾なく第三者に提供することはありません。

7-3 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する場合があります。

- ① 申請資格を有しないことが判明したとき
- ② 同一の者が複数の応募をしたとき（この場合はいずれの申請も選定から除外）
- ③ 審査員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めたとき
- ④ 申請書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ⑤ 指定の期日までに審査に必要な書類又はデータを提出しなかったとき

- ⑥ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為を行ったとき

7-4 認定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消す場合があります。

- ① 認定されたプロジェクトに適合しない事業を実施しているとき
- ② 大阪市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
- ③ 破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申請したとき
- ④ 各法令等に抵触する行為をしたとき又はその恐れがあるとき
- ⑤ その他、個別支援を行うことが適切でないと大阪市長が判断する事実が判明したとき

7-5 認定プロジェクトの公表等

認定を受けたプロジェクトについては、プロジェクトの名称や概要、企業名・代表者名等を公表します。また、成果等について広くPRして、認知度の向上を図ります。公表する成果等の範囲については事前に相談させていただきます。

7-6 その他

- ① 事業報告

実施企業には、支援期間中及び支援が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、認定プロジェクトの成果等について、報告書の提出依頼および訪問ヒアリングを行いますので、その際にご協力をお願いします。

- ② 知識経験等の還元

大阪の中小企業振興に寄与するため、講演講師などにより、知識や経験等の提供を求めることがあります。

- ③ 収益の寄付

認定プロジェクトが収益を得たときは、大阪市への寄付をお願いすることがあります。

8 お問い合わせ先・申請書類提出先

<お問い合わせ先>

「大阪トップランナー育成事業」運営事務局

TEL：06-6271-0303（プロジェクト認定担当）

E-mail：oubo-tr@obda.or.jp（申請専用アドレス）

お問い合わせ受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く平日）